●電子的診療情報連携体制整備加算について●

当院では、令和８年６月１日の診療報酬改定に伴う電子的診療情報連携体制整備について、次のとおりの対応を実施しております。

① 診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求を行っています。

② 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても無料で発行しております。

③ オンライン資格確認を行う体制を有しています。

④ 電子的診療情報連携体制整備加算を算定する月の３月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が３０％以上である。

⑤ オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等は、診療を行う診察室または処置室において、医師が閲覧または活用できる体制を有しています。

⑥ マイナ保険証を推進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

⑦ マイナポータルの医療情報に基づき、患者からの健康管理に係わる相談に応じる体制を有しています。

⑧ 電子的診療情報連携体制整備に関する事項及び質の高い診療を実施するために十分な情報の取得・活用して診察を行うことについて、院内の見やす

い場所等に掲示しております。

⑨ 電子的診療情報連携体制整備に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへ掲載しております。

⑩ 電子処方箋管理サービスに基づく電子処方箋を行う体制を有しています。下記項目について対応準備中

・厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに準拠した体制

・電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有している

・電子カルテ共有サービスとの接続インターフェースを有している※当面の間経過措置

・厚生労働省が認証する電子カルテ製品である。

⑪ 電子カルテ共有サービスを活用できる体制について、電子カルテメーカーと協議を行っております。